

内航未来創造プラン
関係施策平成31年3月5日
海事局内航課船舶管理のサービス水準の「見える化」に向けた、評価に関する議論を整理します
～第2回「登録船舶管理事業者評価制度検討会」の開催について～

国土交通省では、登録船舶管理事業者が業務を適切に実施しているかを評価し、サービス水準を「見える化」して内航海運事業者の活用促進を図るため、評価制度検討会の第2回を3月6日に開催します。

船舶管理事業者は、船舶の保守管理、運航管理や雇用、配乗の船員管理の業務を行う事業者です。中小事業者が大宗を占める内航海運業において、船舶管理事業者の活用は、内航海運業者の効率的な事業運営に資するものであり、事業基盤強化策の一つです。

他方、船舶管理事業者については、管理レベルへの不安等の懸念から、内航海運業者による活用が一部にとどまっていることから、任意の登録により、一定水準の船舶管理サービスを提供する船舶管理事業者を「見える化」し、その活用促進を図ることを目的とする登録船舶管理事業者制度が、「内航未来創造プラン」(2017年6月)において取り組むべき具体的施策として位置付けられ、2018年4月より運用を開始しています。

同制度においては、安全品質の高い船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施を確保するため、登録船舶管理事業者が、登録を受けた業務を適切に遂行しているかどうかについて、次回の更新時まで自己及び第三者による評価を実施し、国土交通大臣にその結果を報告することとなっています。

このたび、学識経験者、内航海運業者、船舶管理事業者及びその他関係者の代表者で構成される「登録船舶管理事業者評価制度検討会」の第2回会合を以下のとおり開催し、今後予定される登録船舶管理事業者による評価実施に向け、評価事項や運用方法等の具体的内容等について、これまでの議論の整理を行う予定です。

1. 日 時：平成31年3月6日(水) 14:00～16:00
2. 場 所：公益財団法人日本海事センター 201・202 会議室
東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル
3. 主な議題：登録船舶管理事業者評価制度に関するこれまでの議論の整理
4. 構 成 員：別紙名簿のとおり
5. そ の 他
 - ・ 会議については傍聴不可、カメラ撮りは冒頭のみとします。
 - ・ カメラ撮りを希望される方は、別紙様式に必要事項を記入の上、3月6日(水)正午までにFAXでお申し込み下さい。当日は、13:50までに会場入口にお集まり下さい。
 - ・ 議事概要及び検討会資料については、後日、国土交通省HPで公表します。



【問い合わせ先】

海事局内航課 真田、望月、一ノ宮

TEL:03-5253-8111(内線 43-462、43-463、43-464)、03-5253-8627(直通)

FAX:03-5253-1643